

食事療養費について

当院は、『入院時食事療養Ⅰ』の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は午後6時以降)、適温で提供しております。

**食事療養費標準負担額は、
1食につき510円です。**

- ◆食事の種類によって変わることはありません。
- ◆食事療養費減額認定証をお持ちの方は、入院受付へご提示ください。

聖隷佐倉市民病院

入院医事課 2025.4.1 ㊞